

秘密指定解除

公文書監理室

秘

|    |     |    |
|----|-----|----|
| 大政 | 専外外 | 機官 |
| 務務 | 典房  |    |
| 次次 | 審審  | 長長 |
| 官官 | 審審  | 長長 |
| 協協 | 人電  | 原計 |
|    |     |    |
|    | 書文  | 会存 |
|    | 参企  | 析個 |
|    | 参館  | 省  |
|    | 総旅  | 移  |

電信写

1. 本電の取扱いは情素を期せられてい  
 2. 本電の主管変更その他については電信一機  
 問合ヲ係 (TEL. 2172) に連絡ありたい。

総 番 号 (TA) R 0 0 1 2 0 7

76年 月 09日 17時 45分 韓 国 発  
 76年 01月 09日 17時 54分 本 省 着

外 務 大 臣 殿 西 山 大 使 臨時代理大使 総領事 代理

旧軍人・軍属等遺こつ引渡し問題

第18号 略 至急

各年貴電ア北第1574号4、に関し

9日、ハマダをして「ウ」外務部東北ア第1課長を往訪、冒頭貴電の趣旨を説明せしめたところ、先方のとりあえずの反応以下のとおり。

1. 冒頭貴電別電の日本側解決案に対する韓国側の最終的な立場は未だ固まっていないが、出来得る限り早急に日本側に回答し得るよう目下えい意努力中である。(遅くとも3月ごろまでには回答し得るのではないかと考えている由)。

2. (これはあくまでも非公式な個人的見解であるが、と前置きの上) 昨年1月23日に日本側解決案を受取つて以来、現在まで韓国側が反応を示さなかつたのは、本件解決案が韓国側にとって特に問題がないからではなく、むしろ重大な問題が存在するために早急に回答を出し得なかつたからである。特に解決案3. (2) により、

フザンと韓電法。

|   |        |
|---|--------|
| ア | 次地中東   |
|   | 参北東西   |
| 長 | 参北北保   |
| 米 | 参一二    |
| 最 | 参西(東)洋 |
| 中 | 参西(東)  |
| 南 |        |
| 東 |        |
| 長 |        |
| ア | 参一二ア   |
| 長 | 次総経国   |
| 経 | 参経国    |
| 協 | 参政技一   |
| 長 | 参国技二   |
| 長 | 参条協規   |
| 長 | 参政経科   |
| 長 | 参軍社專   |
| 長 | 参道内外   |
| 長 | 参一二    |